

支所長指示第 21 号

平成 28 年 10 月 20 日

仙台拘置支所長 岸 正

死刑確定者に対する差入れの取扱いについて

標記について、関係法令等に基づくほか、死刑確定者の心情の安定と処遇の適正を期すため、下記のとおり取り扱うこととするので了知されたい。

なお、平成 21 年 3 月 19 日付け本職指示第 5 号「死刑確定者に対する差入れの取扱いについて」は、廃止する。

記

- 1 死刑確定者と外部交通を許可されている者からの差入れは、原則として、これを許可する。
- 2 上記 1 以外の者からの差入れは、個別に審査を実施した上で許否判断を行う。